



平成 27 年 5 月 13 日

各位

会社名 はごろもフーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 池田 憲一  
(コード番号 2831 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画室担当 川 隅 義之  
(TEL. 054-354-5000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月13日開催の取締役会において、定款の一部変更を平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 経営基盤の一層の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を目的として、定款第 20 条に規定する取締役の員数を 15 名以内から 17 名以内に変更するものです。
- (2) 取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定にもとづき、定款第 30 条(取締役の責任免除)の規定を新設するものです。  
なお、定款第 30 条の新設については、各監査役の同意を得ています。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行にともない、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが可能となるため、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定にもとづき、定款第 31 条(取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))との責任限定契約の規定を新設するとともに、現行定款第 38 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものです。  
なお、定款第 31 条の新設については、各監査役の同意を得ています。
- (4) 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款第 42 条(補欠監査役)を新設するものです。また、これにより現行定款第 33 条第 2 項を削除するものです。
- (5) その他、上記変更にとともない必要な条数変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当会社に取締役<u>15</u>名以内を置く。 [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第<u>30</u>条～第<u>32</u>条 (条文省略) (任期)</p> <p>第<u>33</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第<u>34</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略) (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当会社に取締役<u>17</u>名以内を置く。 (取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、当該取締役が善意で重大な過失がない場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))との責任限定契約)</p> <p><u>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第<u>32</u>条～第<u>34</u>条 (現行通り) (任期)</p> <p>第<u>35</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 [削除]</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>40</u>条 (現行通り) (監査役との責任限定契約)</p> <p>第<u>41</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>[新設]</p> <p>第40条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(補欠監査役)</p> <p><u>第42条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>第43条～第50条 (現行通り)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日

平成 27 年 6 月 26 日

以上